

容量市場 長期脱炭素電源オークション 電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務 編 に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	章	頁	ご意見	回答
1	2	9	<p>既設火力の改修である水素・アンモニア混焼において、供給力提供開始年度にメインオークションで落札したうえで、供給力提供開始時期が遅れた場合は、「容量確保契約約款の意見募集結果」（2024年9月4日公表）No13の回答のとおり、被混焼側のLNG/石炭の発電で代替することで必要供給力が提供可能なことから、約款第15条第1項第1号のペナルティは課されない認識である。ついては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・供給力提供開始時期の遅延に対するペナルティは容量市場側の要件であるが、「差替先電源等の要件」として被混焼側の電源が該当することについて、本マニュアルまたは「容量市場業務マニュアル電源等差替 編」に記載いただきたい。 ・当該電源の差替えや、自社電源同士の差替えについて、「2.1 差替掲示板情報の登録」から手続きを実施する必要があるか。 ・当該電源の差替えにおける証憑の提出方法について、記載頂きたい。 	<p>ご記載いただいた既設火力の改修である水素・アンモニア混焼電源において、供給力提供開始時期が遅れる場合でかつ約款第15条第1項第1号のペナルティが科される場合で、改修後電源の供給力提供開始が遅れたことに起因して、遅延前には見込まれなかった改修前電源から供出できる容量オークション契約外の容量については余剰となった容量として扱うため、差替先として電源等差替を実施することは可能です。(全量を電源等差替する場合、約款第15条1項1号のペナルティは科されません)</p> <p>「差替先電源等の要件」の明確化のため業務マニュアルに追記いたします。</p> <p>「2.1 差替掲示板情報の登録」手続きについては、自社電源同士の差替においても市場操作や売り惜しみを行った事実がないことを確認するため、差替の対象が自社他社に関わらず、基本的に同様の手続きを実施いただく必要があります。(容量市場の在り方等に関する検討会第12回資料3、第25回 資料5参照)</p>
2	4	58	<p>4.1.1確定情報の提出において、「水素・アンモニアに関する支援制度（価格差に着目した支援制度・拠点整備支援制度）の支援金額が確定した場合は、確定情報に係る書類の提出が必要」とされており、「支援金額が確認できる書類」を「制度適用期間前年度1月末（確定次第提出）」までに提出することが求められている。</p> <p>当該提出期限までに支援制度対象設備が完工しないなどの理由により、支援金額が確定しない場合は、金額が確定次第提出することでよいか。</p>	<p>原則、制度適用期間前年度1月末までに確定次第提出が必要になりますが、ご記載のケースは、制度適用期間前年度1月末から制度適用期間開始までに支援制度対象設備が完工し、その後支援金額が確定するケースであり、その場合は提出期日に間に合わない合理的な理由があるため、金額が確定次第ご提出いただくことで構いません。</p>